

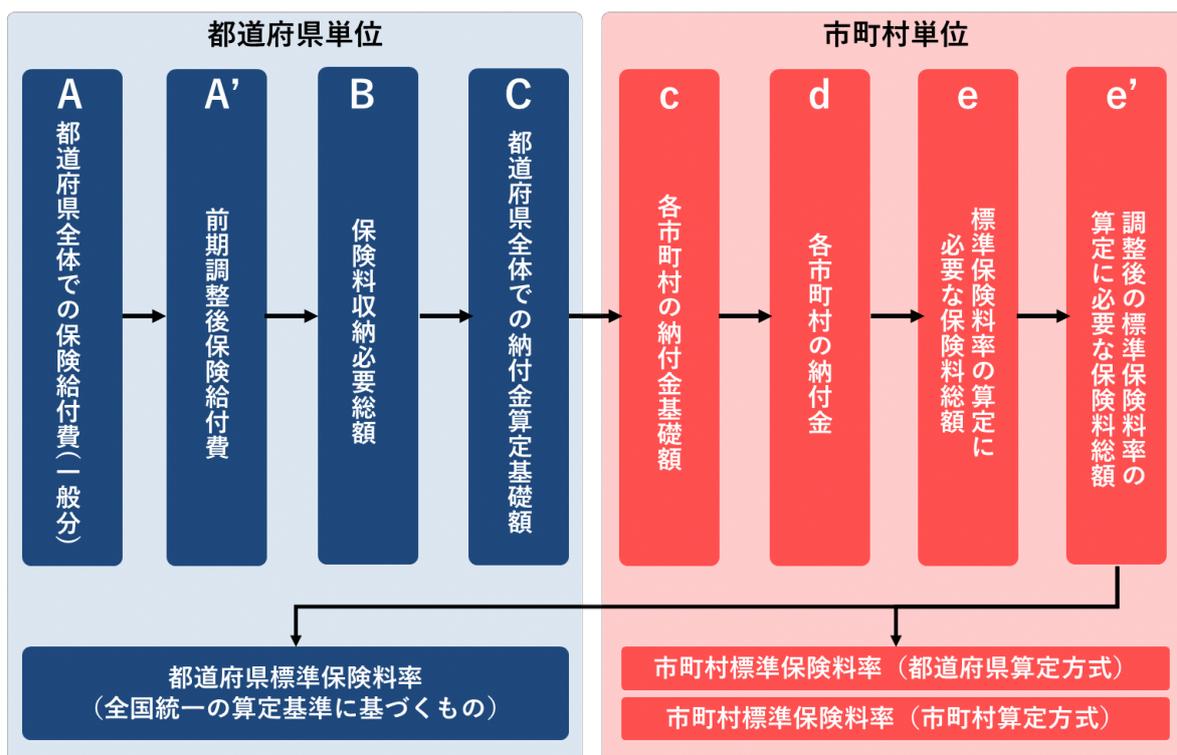
<別紙>

1. 納付金算定の流れ

- 「3. 保険料水準の統一の定義・納付金算定の流れ」について、納付金算定の詳細について整理する。なお、統一した場合の納付金算定の方法については、一例である。
 - 納付金算定の流れ（医療分）は、図1のとおりである。算定方法の詳細は、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」（令和3年9月15日付け保発0915第5号厚生労働省保険局長通知）において定めている。
 - ・ 都道府県全体での保険給付費（A）の算定：国保運営方針に定める医療費の見通しと整合的な保険給付費の推計を行う
 - ・ 前期調整後保険給付費（A'）の算定：保険給付費の推計から、前期高齢者交付金、前期高齢者納付金を加減算する
 - ・ 保険料収納必要総額（B）の算定：前期調整後保険給付費から、当該金額等を基に推計された公費等を加減算する
 - ・ 都道府県全体での納付金算定基礎額（C）の算定：納付金算定のための総額調整を行う
 - ・ 各市町村の納付金基礎額（c）の算定：医療費水準及び所得水準に応じて、各市町村に納付金額を割り当てる
 - ※ 納付金ベースの統一及び完全統一において、各市町村の医療費水準は、各市町村の納付金に反映しない
 - ・ 各市町村の納付金（d）の算定：各市町村の事情に応じた調整をする
 - ・ 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の算定：保険給付費等交付金ではなく当該市町村の保険料を財源とする費用や、市町村個別の公費等を加減算する
 - ・ 標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）の算定：市町村規模等に応じた収納率を割り戻す
 - ・ 市町村標準保険料率の算定：保険料の算定基準に基づいて、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を算定する
- ※ 後期高齢者支援金分及び介護納付金分についても、納付金算定の流れは、医療分の算定と同様の取扱いとなる。

(図1)

納付金算定の流れ



2. 納付金ベースの統一時の納付金算定の流れ (例)

- 納付金ベースの統一とした場合の納付金算定の流れは、図2、図3のとおりとなり、赤字部分が統一前の算定方法から変更しうる点である。
 - ※ 出産育児一時金連帯交付金や流行初期医療確保拠出金の納付金算定上の取扱いは、今後示す。
- 納付金ベースの統一とした場合、医療費指数反映係数 α を0に設定して「各市町村の納付金基礎額 (c)」を算定する。この場合において、「都道府県全体での納付金算定基礎額 (C)」及び「各市町村の納付金 (d)」の算定の際の高額医療費負担金及び特別高額医療費共同事業費負担金による調整は行わない。
 - ※ 高額医療費負担金及び特別高額医療費共同事業費負担金による調整は、各市町村の高額な医療費の発生状況に応じて交付される高額医療費負担金や特別高額医療費共同事業費負担金を交付するために行う調整である。
- 納付金ベースの統一と併せて、医療費水準に応じて市町村へ交付される公費(特別調整交付金のうち、結核・精神の疾病に係る給付額に対する交付金、未就学児に係る医療費負担が多いことによる財政影響に対する交付金等)を、都道府県の歳入項目とすることも考えられる。この場合、「各市町村の納付金 (d)」の算定において当該

公費に係る金額を加算することで、市町村に交付された額と同額を当該市町村から納付金として徴収する。都道府県の歳入項目とすることで保険料収納必要総額は減るため、「保険料収納必要総額 (B)」の算定において当該公費に係る金額を減算する。

- なお、納付金ベースの統一の前段階として、二次医療圏ごとの統一も考えられる。その場合、「各市町村の納付金基礎額 (c)」の算定において、年齢調整後の医療費指数 (Z) を二次医療圏ごとに算定する。

年齢調整後の医療費指数 (Z) は、年齢構成の差異を調整し複数年の平均値を用いたものである。

(図 2)

納付金ベースの統一時の納付金算定の流れ (例) (A'→B→C) (医療分)

前期調整後保険給付費 (A')

- 療養給付費等負担金 (保険基金安定繰入金控除後及び地方単独事業の減額調整後)
- 普通調整交付金 (地方単独事業の減額調整後)
- 特別調整交付金 (都道府県分。ただし、都道府県分のうち市町村重点配分を除く)
- 都道府県繰入金 (1号分。地方単独事業の減額調整後)
- 高額医療費負担金 (国及び都道府県による負担金)
- 特別高額医療費共同事業交付金
- 特別高額医療費共同事業費負担金
- 過年度調整 (納付金の過多)
- 保険者努力支援制度 (都道府県分。ただし、都道府県分のうち市町村重点配分及び予防・健康づくり支援に係る部分のうち事業費部分を除く)
- 財政安定化基金財政調整事業分 (取崩分、医療分)
- 算定可能な特別調整交付金 (市町村分、医療費関係等)

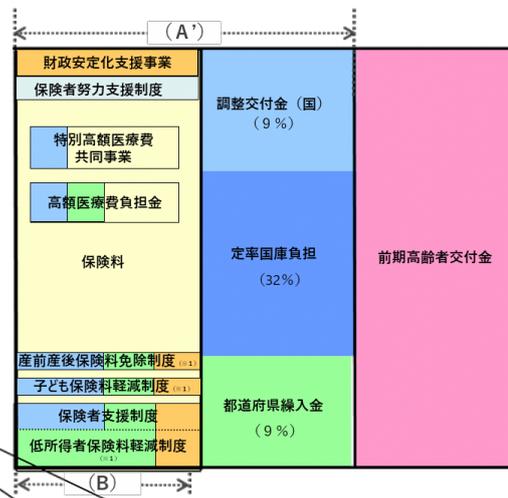
- + 特別高額医療費共同事業拠出金
- + 財政安定化基金積立金 (都道府県全体の取崩分)
- + 財政安定化基金積立金 (市町村の償還分)
- + 財政安定化基金積立金 (市町村の拠出分)
- + 財政安定化基金積立金 (市町村の拠出分)
- + 財政安定化基金積立金 (市町村起因の繰入分)
- + 都道府県の事業費
- + 予備費 (都道府県分、保険料財源分)

保険料収納必要総額 (B)

- + 高額医療費負担金 (国及び都道府県による負担金)
- + 特別高額医療費共同事業費負担金

- 地方単独事業の減額調整分
- 財政安定化基金積立金 (市町村の償還分)
- 財政安定化基金積立金 (市町村の拠出分 (交付対象市町村のみ拠出する場合))
- 財政安定化基金積立金 (市町村起因の繰入分 (特定の市町村の納付金に含める場合))

納付金算定基礎額 (C)



医療費水準に応じて市町村へ交付される公費 (特別調整交付金のうち、結核・精神の疾病に係る額が多額である場合、未就学児に係る医療費負担が多いことによる財政影響等) を、都道府県単位の歳入項目とすることも考えられる

※1 産前産後保険料軽減制度、子ども保険料軽減制度、低所得者保険料軽減制度は、納付金・標準保険料率の算定に使用しない